

鹿屋市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市延長保育事業補助金交付要綱（平成28年鹿屋市告示第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「社会福祉団体等」の次に「（以下「法人等」という。）」を加え、同条第2項中「平成27年7月17日付け雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」を「令和6年4月1日付けこ成保第225号こども家庭庁成育局長通知」に改める。

第3条を次のように改める。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 鹿屋市特定教育・保育施設の確認等及び業務管理体制の整備に関する規則（平成27年鹿屋市規則第25号）に基づいて本市が確認した特定教育・保育施設を運営する法人等
- （2） 鹿屋市特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制の整備に関する規則（平成27年鹿屋市規則第21号）に基づいて本市が確認した特定地域型保育事業者

第4条中「平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知」を「令和5年9月7日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通知」に改める。

第6条第4号中「延長保育対象経費支出予定額積算内訳表」を「延長保育事業対象経費支出予定額積算内訳表」に改める。

別記第1号様式中「延長保育事業 短時間認定」を「延長保育事業 一般型 短時間認定」に、「延長保育事業 標準時間認定」を「延長保育事業 一般型 標準時間認定」に改める。

別記第2号様式中

対象経費支出 予定額 (A)

を

対象経費支出 予定額 (支出済額) (A)

に、「対象経費

支出予定額積算内訳表」を「補助基準額積算表」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第 3 号様式（第 6 条、第 7 条関係）

年度 延長保育事業 補助基準額積算表（実施状況内訳書）（その 1）
施設名

延長保育事業（短時間認定）
①短時間認定児童平均対象（利用）児童数

週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
月日	～4/7	～4/14	～4/21	～4/28	～5/5	～5/12	～5/19	～5/26	～6/2	～6/9	～6/16	～6/23	～6/30	～7/7	～7/14	～7/21	～7/28	～8/4
人数(前)																		
人数(後)																		
週	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
月日	～8/11	～8/18	～8/25	～9/1	～9/8	～9/15	～9/22	～9/29	～10/6	～10/13	～10/20	～10/27	～11/3	～11/10	～11/17	～11/24	～12/1	～12/8
人数(前)																		
人数(後)																		
週	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	合計	平均
月日	～12/15	～12/22	～12/29	～1/5	～1/12	～1/19	～1/26	～2/2	～2/9	～2/16	～2/23	～3/2	～3/9	～3/16	～3/23	～3/31		
人数(前)																		
人数(後)																		

※ 平均対象児童数は、年間の延長時間区分における各週の最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た額とする。

②延長時間区分
時間

- ※ 1 国の実施要綱 4（1）④アに基づく延長時間を記載すること。
- ※ 2 複数の延長区分に該当する場合は、実施要件を満たす最も長い延長時間区分を適用（例：1 時間（前）+ 2 時間（後）＝ 2 時間延長区分）
- ※ 3 前後の時間で、端数が生じる場合は、合算して算定可（例：1. 5 時間（前）+ 1. 5 時間（後）＝ 3 時間延長区分）

③補助基準額

× = 円

補助単価 各月初日の平均対象児童数 補助基準額

※ 収支予算書において、短時間認定分の児童に係る経費を算出すること。

第 3 号様式（第 6 条、第 7 条関係）

年度 延長保育事業 補助基準額積算表（実施状況内訳書）（その 2）

施設名

延長保育事業（標準時間認定）

①標準時間認定児童平均対象（利用）児童数

週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
月日	～4/7	～4/14	～4/21	～4/28	～5/5	～5/12	～5/19	～5/26	～6/2	～6/9	～6/16	～6/23	～6/30	～7/7	～7/14	～7/21	～7/28	～8/4
人数																		
週	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
月日	～8/11	～8/18	～8/25	～9/1	～9/8	～9/15	～9/22	～9/29	～10/6	～10/13	～10/20	～10/27	～11/3	～11/10	～11/17	～11/24	～12/1	～12/8
人数																		
週	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	合計	平均
月日	～12/15	～12/22	～12/29	～1/5	～1/12	～1/19	～1/26	～2/2	～2/9	～2/16	～2/23	～3/2	～3/9	～3/16	～3/23	～3/31		
人数																		

※ 平均対象児童数は、年間の延長時間区分における各週の最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た額とする。

②延長時間区分

時間

※ 1 国の実施要綱 4（1）④イまたはウに基づく延長時間を記載すること。

※ 2 複数の延長区分に該当する場合は、実施要件を満たす最も長い延長時間区分を適用（例：1 時間（前）+ 2 時間（後）＝ 2 時間延長区分）

③補助基準額

×

1 事業当たり

 = 円

補助単価

補助基準額

※ 収支予算書において、標準時間認定分の児童に係る経費を算出すること。

別記第4号様式中「延長保育対象経費支出予定額（支出済額）積算内訳表」を
「延長保育事業対象経費支出予定額（支出済額）積算内訳表」を加える。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。